

平成28年8月定例会における質問等の取扱いについて(案)

平成24年6月に確認した議会の構成及び運営に係る申し合わせを踏まえ、8月定例会における質問の取扱は、以下のとおりとする。

(1) 質問時間

- ・ 本会議の質問時間は、全質問者で、原則として、計156分以内とする。
- ・ 各府県市の質問時間は、大阪府40分、兵庫県28分、京都府24分、滋賀県、和歌山県各16分、奈良県、徳島県各12分、鳥取県8分とする。
- ・ 質問時間の時間管理を行うこととし、原則として、質問者は、割当て時間の終了時の質問（答弁）をもって質問を終了することとする。
- ・ 説明員に対しては、簡潔明瞭な答弁を求めることとする。

(2) 質問者

質問者及びそれぞれの持ち時間は、各府県域内で調整を行う。

(3) 質問順

奈良県、徳島県、鳥取県、大阪府（大阪府、大阪市、堺市）、兵庫県（兵庫県、神戸市）、京都府（京都府、京都市）、滋賀県、和歌山県の順とする。

※議席数が多い府県を第1順位とし、以下、議席数の多い順とし、同数の場合は、建制順（行政順）とする。以後、本会議ごと、順番に繰り上げていく。

(4) 質問方法等

一括質問・一括答弁方式に加え、分割質問・分割答弁方式、一問一答方式を選択することを可とする。

※質問方式に関わらず、最初の質問は議長席前の演壇において行い、議席側演壇横の待機席で答弁を聴取する。以降の質問は議席側演壇で行う。

(5) 発言通告

質問者及び討論者は、8月25日（木）正午までに、発言通告書とあわせ、質問内容がわかる関連資料等を事務局へ提出する。